

# 河川区域内においては 次のような行為はやめましょう

～霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、鯉川、横利根川はみなさんのものです。  
みなさんの生命・財産を洪水などから守る河川堤防や護岸を大切に利用しましょう～

河川(湖)は公共用物という性格から、河川(湖)管理上支障なく、また、他の利用者や付近住民に支障にならないような利用については、誰もが自由に使用することができます。

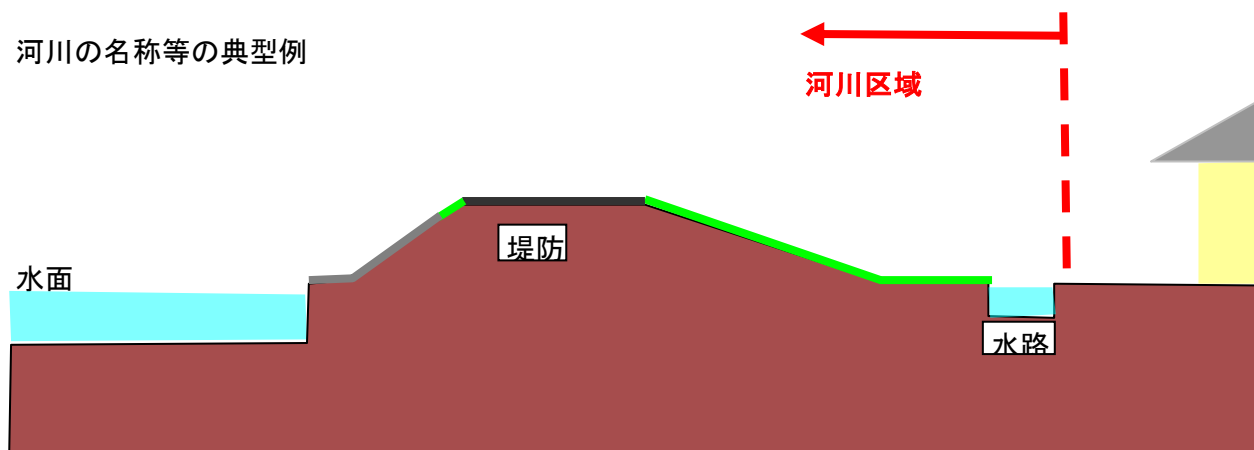
しかし、次のような行為は、継続して排他独占的に利用することにより他の自由な使用を妨げることとなりますし、また、堤防や護岸等の損傷・弱体化、水質汚染など河川(湖)を管理する上で支障となり、ひいては重大な災害につながる可能性もあるため、河川法その他の法律により禁止又は制限されています。

こうした行為を見かけた方、或いは河川の近くで土地の改変や工作物を設置する場合には、下記連絡先までご一報下さいますようご協力のほどよろしくお願いします。

なお、河川を利用するにあたっては、他の河川(湖)利用者や付近住民に迷惑・危険を及ぼさないように、みなさんで気持ちよく利用できるようにしましょう。

\*「河川区域」とは、河川を管理する上で必要な土地であって、一般的に堤防から水面を含む範囲の土地をいいます。

河川の名称等の典型例



(注) 典型例以外にも「河川区域」内の土地がありますので、判断に迷うときは河川管理者にご相談下さい。

## ●河川(湖)の水を取水し利用すること

→不法取水(河川法第23条違反)  
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



## ●田畑を耕作したり又は草花を植えたりすること 船舶などの係留を行うこと。

→不法占用(河川法第24条違反・不動産侵奪罪)  
10年以下の懲役



ウラ面へ

●釣り台や桟橋など、工作物を設置すること

→不法占用及び不法工作物(河川法第24. 26条違反)  
10年以下の懲役、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



●土砂などを採取したり竹木等を伐採・採取すること

→河川生産物の不法採取(窃盗罪)  
10年以下の懲役又は50万円以下の罰金



●スロープを造成するなど、土地の形状変更(盛土、切土等)を行うこと

→不法形状変更(河川法第27条違反)  
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



●河川管理施設(堤防や護岸等)を破損する行為物を燃やしたりする行為。除草剤等を散布すること

→河川損傷、汚濁(河川法第29条違反)  
6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金



●家庭・粗大ゴミ、ふん尿、動物の死体、その他の産業廃棄物等を河川に捨てたり、埋めたり、または放置したりする行為。

→不法投棄(河川法第29条違反、廃掃法第5条及び第16条違反)  
3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、又はこの両方)



お問い合わせ先

|        |                          |                 |                 |
|--------|--------------------------|-----------------|-----------------|
| ◎波崎出張所 | 〒314-0254 茨城県神栖市太田3109   | TEL0479-46-0101 | FAX0479-46-3161 |
| ◎土浦出張所 | 〒300-0822 茨城県土浦市蓮河原町449  | TEL029-821-2155 | FAX029-822-8510 |
| ◎鉾田出張所 | 〒311-1517 茨城県鉾田市鉾田1066   | TEL0291-32-3381 | FAX0291-33-5567 |
| ◎麻生出張所 | 〒311-3832 茨城県行方市麻生1570-1 | TEL0299-72-1428 | FAX0299-72-0088 |

国土交通省 関東地方整備局 茨城県潮来市潮来3510  
霞ヶ浦河川事務所 占用調整課 TEL0299-63-2419 FAX0299-63-2430